



2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 K T C (京都機械工具株式会社)

代表者名 代表取締役社長 伊吹 和彦

(コード 5966 東証スタンダード)

問合せ先 コーポレートサービス本部 執行役員 川田 実

(TEL 0774-46-3700)

2025 年 3 月期 (第 75 期) 有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を近畿財務局へ提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書

2025 年 3 月期 (第 75 期) 有価証券報告書(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

2025 年 6 月 30 日(月曜日)

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025 年 9 月 16 日(火曜日)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2025 年 5 月 13 日付け「2025 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、子会社の北陸ケーティシーツール株式会社 (以下「北陸 KTC」といいます) において、一部の仕掛品を過大に計上するという不適切な会計処理の疑義があること (以下「本事案」といいます) が判明したことから、2025 年 5 月 7 日に、当社と利害関係を有さない外部専門家を加えた社内調査チームを設置し、全容の解明に努めてまいりました。

その調査過程で、本事案に北陸 KTC の代表取締役 (当時) 及び幹部社員の関与がある疑義、北陸 KTC において仕掛品以外にも原材料や製品などについて不適切な会計処理が過年度に亘り行われていた疑義、及び当社取締役常勤監査等委員 (当時) が 2025 年 3 月期における不適切な会計処理を知らず適切に対応していなかった疑義が確認されました。

当社は、上記事態を厳粛に受け止め、事実関係の更なる調査、原因究明及び再発防止を徹底する必要があると考え、中立かつ公正な外部専門家による網羅的な調査を行う必要があると判断し、2025 年 6 月 2 日付け「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会を設置し、現在も、本事案及び上記各疑義の全容の解明、同種又は類似事案の存否

の確認、並びにそれらの発生原因の分析、及び再発防止策の検討等を進めております。

上記の特別調査委員会による調査、並びに自主点検手続、内部統制評価、決算手続及び会計監査人による監査手続等に相応の時間を要するため、金融商品取引法第 24 条第 1 項の提出期限である 2025 年 6 月 30 日までに上記の有価証券報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を近畿財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し

今回の有価証券報告書の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。また、特別調査委員会による調査が終了次第、速やかにお知らせいたします。更に、2025 年 6 月 2 日付け「第 75 回定時株主総会の「継続会」の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、当社第 75 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の継続会を開催し、報告事項「第 75 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第 75 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件」をご報告する方針をお知らせしておりますが、同年 6 月 27 日に開催いたしました本総会において、継続会の日時及び場所の決定を当社取締役会にご一任願うことについて、株主の皆様よりご承認いただきましたので、本総会の継続会の開催日時及び場所が決まりましたら、速やかにお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上